

足立区教育委員会会議録

会 議 名		平成27年第5回足立区教育委員会定例会										
開 会 月 日		平成27年5月14日（木）				場 所		教育委員会室				
会 議 時 間		(開会) 午前・ 午後 3時00分 ～ (閉会) 午前・ 午後 3時48分										
休 憩 時 間		① (休 憩) 午前・午後 時 分 ～ (再会) 午前・午後 時 分 ② (休 憩) 午前・午後 時 分 ～ (再会) 午前・午後 時 分										
委 員 の 出 席		教 育 長	定 野 司			出 席	委 員	桑 原 勉			出 席	
		委 員	小 川 正 人			出 席	委 員	小 川 清 美			出 席	
		委 員	花 岡 恵 三			出 席	出席者5名、欠席者0名					
出 席 説 明 員	山本 聖志	教育次長				出 席	伊藤 良久	子ども家庭部長				出 席
	宮本 博之	学校教育部長				出 席	山根 晃	子ども家庭課長				出 席
	杉岡 淳子	教育政策課長				出 席	松野 美幸	待機児ゼロ対策担当課長				出 席
	太田 照生	学校適正配置担当課長				出 席	小山 幸俊	子ども・子育て支援課長 子ども・子育て施設課長				出 席
	稲本 望	学校施設課長				欠 席	寺島 光大	青少年課長				出 席
	山田美砂緒	学校改築担当課長				出 席	西野 知之	こども支援センターげんき所長				出 席
	山中 寛	学校改築担当課長				出 席	渡邊 勇	子ども支援担当課長				出 席
	望月 義実	学務課長 おいしい給食担当課長				出 席	森 太一	学力定着推進担当課長				出 席
	浮津 健史	教育指導室長				出 席	飯塚 尚美	幼児プロジェクト推進担当課長				出 席
	山崎 恵子	教職員課長				出 席						
永井 章子	生涯学習振興公社事務局長				出 席							
書 記	清水 均 庶務係長				佐々木 直 庶務係主査				楠山 慶之 教育政策担当係長			
	秋元 康裕 教育政策担当係長				小室 晃 子ども家庭係長							
傍 聴 者		5名										
会 議 に 付 し た 議 題	別紙、会議次第の通り。											

平成 2 7 年 5 月 1 4 日

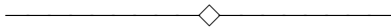
足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから本年第 5 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

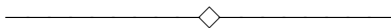
本日の出席委員は全員であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員に花岡委員、桑原委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。



○教育長 それでは日程第 1、第 5 6 号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第 1、第 5 6 号議案 足立区立校外施設条例の一部を改正する条例について。

以上。

○教育長 第 5 6 号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の 3 ページ、第 5 6 号議案説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正理由でございますが、指定管理者の業務が適正に実施されているかを評価するために、教育委員会の附属機関といたしまして、校外施設指定管理者評価委員会を設置する規定を条例に盛り込むものでございます。

改正内容につきましては、資料 4 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 1 4 条の 2 を新たに設けます。第 2 項にありますとおり、この評価委員会は、評価に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員 6 人以内で組織するとしております。

施行期日は、平成 2 8 年 4 月 1 日。委員報酬は月額 2 1, 0 0 0 円でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。これより本案の審議に入ります。第 5 6 号議案についてご質問、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

小川正人委員。

○小川（正）委員 質問というよりも確認です。今回、足立区立校外施設条例の一部を改正して、条例の中で評価委員会を設置すると思うのですけれども、従来にも指定管理者の業務を評価する委員会はあったのですよね。あったのだけれども、それはいわゆる要綱でもって定められていて、従来からある要綱行政というのは、とにかく批判され、なかなか区民からは見えにくいということで、できる限り要綱の規定を、議会が関与できるような形で、条例で規定しますという趣旨ということで理解してよろしいのですよね。

○教育長 学務課長。

○学務課長 今まで、指定管理者の評価は中小企業診断士と学務課で、要綱の中でやっておりました。今回、全庁的に評価委員会を条例設置することで、正式に 6 名以内の評価委員会を設置すると条例に提案させていただきました。

○教育長 小川正人委員のおっしゃるとおりですね。

○小川（正）委員 わかりました。

○教育長 ほかはいかがですか。

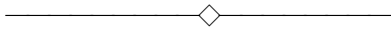
ないようですので、これより第 5 6 号議案 足立区立校外施設条例の一部を改正する条例について

て採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することといたします。



○教育長 次に、日程第2、第57号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第57号議案 「足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例を廃止する条例」に関する教育委員会の意見について。

以上。

○教育長 第57号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元の資料6ページ、第57号議案説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

条例を廃止する理由でございますが、新教育長の給料等につきましては、「足立区長等の給料等に関する条例」で規定されましたが、この3月31日をもって前教育長が退職し、「足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例」の適用対象者がなくなったためでございます。

条例の廃止に当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、足立区長から意見を求められているものでございます。

施行期日は、条例公布の日としております。

説明は以上でございます。

○教育長 ありがとうございました。それでは本案の審議に入ります。第57号議案について、ご質問、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。ございませんか。

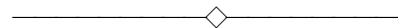
(なし)

ないようですので、これより第57号議案「足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例を廃止する条例」に関する教育委員会の意見について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第3、第58号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第3、第58号議案 足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について。

以上。

○教育長 第58号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の8ページ、第58号議案説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

教育長に対しまして、3件の講師依頼がございました。講師依頼の内容につきましては、2の「従事内容等」に記載のとおりでございます。従事日が勤務日に当たる場合は、年次休暇を取得して対応する予定でございます。この講師依頼に応

じるに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づきまして、教育委員会の許可を受ける必要がございますので、本議案を提案させていただいております。

説明は以上でございます。

○教育長 それでは本案の審議に入ります。第58号議案について、ご質問、ご意見をお願いいたします。ご質疑ございませんか。

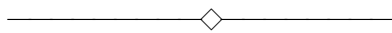
(なし)

ないようですので、これより第58号議案 足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について採決いたします。

本案は原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第4から日程第11、受理番号2から受理番号9の陳情を議題といたします。

中学校用教科書の採択に関する陳情ですので、一括して議題といたしたいと思います。

庶務係長。

○庶務係長 日程第4、受理番号2 2016年度から使用する中学校教科書採択についての陳情、日程第5、受理番号3 2016年度より使用する中学校教科書採択についての陳情、日程第6、受理番号4 2016年度より使用する中学校教科書採択についての陳情、日程第7、受理番号5 陳情書、日程第8、受理番号6 陳情書、日程第9、受理番号7 2016年度より使用する中学校教科書採択についての陳情、日程第10、受理番号8 2016年度より使用する中学校教科書採択についての陳情、日程第11、受理番号

9 教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める陳情。

以上。

○教育長 受理番号2から9の陳情につきましては、宮本学校教育部長より説明をお願いします。

学校教育部長。

○学校教育部長 陳情につきましてはお手元資料、請願文書表として別冊になっているものが内容となります。いずれも中学校教科書採択についての陳情であります。共通内容につきましては、一括してご説明申し上げますが、それぞれの陳情で個別の陳情事項がある場合は、その都度ご説明させていただきます。

説明資料は9ページから14ページまでとなります。

件名はそれぞれ記載のとおりでございます。

所管部課は、いずれも学校教育部教育指導室になります。

それではまず、9ページ、受理番号2の陳情につきましてご説明申し上げます。

陳情の要旨につきましては、教員の閲覧時間、検討時間を保障する。教科書展示会の区民周知と展示会場や展示時間を増やす。日本国憲法を基準に採択する。ドイツのあり方を参考にするなどでございます。

内容及び経過でございますが、学校教育法の改正及び学習指導要領全面改訂に伴いまして、その趣旨を十分に踏まえるとともに、地域の実情に最も適した教科書を採択するとされております。

中学校は、平成28年度から31年度まで新たな教科書を使用することになります。

次に採択の手順でございますが、本年4月3日に教育長決定いたしました採択要綱に基づきまして調査項目を決定し、(2)に記載の教科用図書研究会の調査・研究、(4)に記載の教科用図書調査委員会の調査、(5)に記載の教科用図書選

定委員会の検討を経まして、最終的に（６）に記載の教育委員会において採択していただくことになります。

次に展示会についてでございますが、区内３会場で開催いたしますが、『あだち広報』、区ホームページに掲載するほか、小・中学校保護者あてにチラシを配付して周知いたします。

次に受理番号３と４の陳情につきましては、資料の１０ページに基づいてご説明申し上げます。

陳情の要旨につきましては、中学生によりよい教科書を手渡すために、戦争を肯定し、憲法を軽視する教科書を手渡すことをやめてほしいというものでございます。

内容及び経過につきましては、今ご説明いたしました内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

次に受理番号５の陳情につきましては、資料の１１ページに基づいてご説明申し上げます。

陳情の要旨につきましては、教科書の展示会場を増やし、江北センターでも展示してほしい。また、展示日数を増やし、展示時間は会場が閉まるまでとしてほしいなどでございます。

内容及び経過でございますが、教科書展示会は、法定展示期間である６月１９日からの１４日間に加えまして、東京都教科書展示会実施要綱で定める特別展示期間として６月９日からの１０日間、あわせて２４日間といたします。また、展示は都の要綱で定められた時間を２時間延長するとともに、会場を区内３会場に増やして展示いたします。

次に受理番号６と７の陳情につきましては、資料の１２ページに基づいてご説明申し上げます。

陳情の要旨につきましては、中学生に日本国憲法と足立区平和と安全の都市宣言にふさわしい教科書を手渡すために、教科書展示会場をふやし、夜間でも閲覧できるようにする。区民の意見を教

育委員会の審議に生かされるようにする。教員の閲覧時間、検討時間を確保する。教科書採択の際には区民の意見、教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会等の意見、日本国憲法と足立区平和と安全の都市宣言の精神を十分に考慮するなどでございます。

内容及び経過につきましては、先ほどの陳情と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

次に受理番号８の陳情につきましては、資料の１３ページに基づきましてご説明申し上げます。

陳情の要旨につきましては、中学生に足立区平和と安全の都市宣言にふさわしい、よりよい教科書を採択してほしいというものでございます。

内容及び経過につきましては、同様ですので説明は割愛させていただきます。

最後に受理番号９の陳情につきましては、資料の１４ページに基づきましてご説明申し上げます。

陳情の要旨につきましては、公正かつ適切な教科書採択が行われるよう、子どもたちが我が国の誇り、愛国心を持てる表記・内容になっている。政府見解を反映した表記・内容になっている。調査研究する調査委員は、国旗・国家に反対する左翼思想・自虐史観に染まっている組合に加入している教員に任せない。教育委員会の責任で採択する。根拠のない南京虐殺事件が取り上げられていない教科書を採択する。通州事件が詳述されている教科書を採択する。見栄えや体裁ではなく内容で採択する。国内外からの政治的圧力などに配慮した教科書を採択しないなどでございます。

内容及び経過につきましては、ほかの陳情と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

○教育長　ありがとうございました。これより本陳情の審議に入ります。陳情についてご意見、ご質

間がありましたら発言をお願いいたします。

小川正人委員。

○小川（正）委員 1点だけ少し説明をいただきたいのですが、受理番号5の中に、教科書の展示会場をもっと増やしてほしいと。特に、具体的な名称で江北センターでも展示してほしいということがあるのですが、教育委員会とすれば、今回は展示会場を3会場に増やすということで、この陳情の趣旨には対応できていると思うのですが、増やした3会場にアクセスする際に江北地区の方々が特に不便だという状況があるのでしょうか。

○教育長 教育指導室長。

○教育指導室長 江北センターにということですが、江北地区であれば、西新井のこども支援センターげんきの会場になるかと思います。

○小川（正）委員 特に不便だという事情はないわけですね。

○教育長 教育指導室長。

○教育指導室長 非常に広い区ですが、江北からはバス等で西新井に出ることは十分可能と考えております。

○教育長 ほかにいかがですか。

採択、不採択のご意見もいただきたいと思います。

小川正人委員。

○小川（正）委員 陳情全体を見ますと、先ほど説明があったように、全体を通じて教科書採択の手続き、プロセスを公平・的確に、そして透明度の高いように進めてほしいという趣旨かと思います。その点については、私たちは去年の小学校の教科書採択をする際にも、当然、日本国憲法、教育基本法、学校教育基本法など、そして、それに基づく学習指導要領等をベースとして区としても調査項目を10幾つですかね、かなり詳細な調査項目を設定し、その調査項目をベースにして、3段階の教科書を調査研究する組織に詳細な調査研究を

委託し、そこから上がってきたデータをベースにしながら最終的に教育委員会が、開かれた教育委員会の定例会の場でしっかり審議して、最終的に多数決で決定するという手続きを採っていますし、なおかつ、教科書展示場に足を運んだ区民や教師等々の意見等も教育委員会の方に集約していただいて、私たちも事前にそうした区民々から寄せられた意見をしっかり読んだ上で、最終的には私たちがつくった調査項目の内容に即して、政治的な立場や内容ではなくて、教育的に見て適正であるのか、公平であるのか、そうした教育の知見を踏まえて、最終的には1人1人の教育委員の責任で判断して、多数決で決めております。

ですから、この陳情の基本的な趣旨である採択が適正・公平、透明度の高い中でやってほしいという趣旨は、今の私たちの教科書採択の手続きでは十分満たされていると考えています。

ですから、基本的にはこの教育委員会の採択、不採択の理由というのは、既に区としてやっていることについての確認を求めるような陳情については、不採択というルールですので、基本的に私は不採択、つまりそういう趣旨を十分私たちは踏まえてやってきましたし、これからもやるということをお話しして、不採択でよろしいのではないかなと思います。

○教育長 ありがとうございます。他の委員、いかがですか。

小川清美委員。

○小川（清）委員 今、小川正人委員がおっしゃいましたけれども、当然のことながら公平に、去年と同じように、今年の中学校の教科書採択に当たりたいと思っております。ですから、今回、この陳情をいただいたわけですが、そのとおりとか、もう既に内容及び経過のところに書かれているようにやっていきますので、陳情は不採択ということになりますよね。

○教育長 花岡委員、お願いします。

○花岡委員 先ほども説明がありましたが、学校教育基本法、それから学習指導要領等に基づいて、その趣旨を十分踏まえて、また地域の実情に最も適した教科書採択ということで、小学校の教科書採択も同様に行ってきましたので、中学校においても公正かつ適切な教科書を採択していきたいという思いでいます。

それから展示会場、また時間帯についても区のほうで努力して増やしておりますので、それについても良いと思います。そういう意味で、不採択でいいのではないかと思います。

○教育長 桑原委員、お願いします。

○桑原委員 私も、お三方の委員の意見と同じです。教科書採択につきましては昨年の小学校のときに、保護者の立場ということで拝見しましたし、調査委員会、選定委員会のご意見、そして教科書を実際に拝見したという方のアンケートなどのご意見等も鑑みまして、自分なりにこの教科書がいいという考えで小学校の教科書を選びました。今回、中学校の教科書も同じように、先ほど来、お三方がおっしゃっているとおり公平・適切な教科書を選ぶということで、私もそうしていきたいと思っております。

ですから、ほかの委員と同じ不採択でいいのではないかと思います。

○教育長 ありがとうございます。公正かつ適切な採択を行っていくという意味で、今回の陳情については採択するまでもない、不採択というご意見だったようです。

採決に移らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、本陳情を不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本陳情につきまし

ては不採択といたします。ただし、不採択の理由については、前回もそうでしたけれどもきちんと説明するというのを条件にしたいと思いたくても、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。

○教育長 次に日程第12 教育長報告を議題といたします。

今回の地教行法の改正の中で、教育委員会規則に定めるところにより、教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行状況の報告が義務づけられております。今回は各担当から報告させていただきます。

まず、①について杉岡教育政策課長、お願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長 お手元の資料の15ページをお願いいたします。足立区立中学校における物損事故に関する損害賠償についてでございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

標記の損害額について示談が成立いたしましたので、ご報告申し上げる次第でございます。

1番から3番までは記載のとおりでございます。

4番の事故の内容でございますけれども、中学校校庭における体育の授業で、試合形式でソフトボールを行っていたところ、生徒の打った打球が防球ネットを飛び越えまして、相手方の所有する家屋の窓ガラスに当たり、破損したという内容でございます。

5番、示談の成立日は、平成27年4月27日でございます。

示談の成立日は以上でございますけれども、事

故発生におきまして、直ちに学校側で相手方に丁寧におわび、謝罪を申し上げまして、相手方の被害に関しましては、窓ガラスの修理代として14,256円を支払うということでご了承いただきまして、示談が成立したものでございます。

問題点・今後の方針でございます。1点目は、本件につきましては、全額特別区自治体総合賠償責任保険の対象となりますので、速やかに保険金請求手続をさせていただきます。

2点目でございますけれども、事故再発防止のため、防球ネットの高さを現在の6メートルから12メートルへかさ上げするという工事を速やかに進めさせていただきます。

私からは以上でございます。

○教育長 次に②、③について、太田学校適正配置担当課長よりお願いします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長 資料は16ページになります。件名が足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況についてでございます。

現在、上沼田中学校と江北中学校の統合地域協議会を開催しており、統合新校の校名の募集作業を行っている段階です。募集期間が4月30日から6月5日までということで、記載のと通りの募集方法になってございます。

こちらにつきましては、7月中旬ぐらいまでに校名の最終選考、8月上旬には校名の決定を予定してございます。

今後の方針ですが、統合に向けた様々な課題については、引き続き具体的な検討を地域協議会で行っていくという状況でございます。

引き続きまして17ページ、③小学校統廃合計画決定無効確認等請求事件の判決についてということで、所管部課名は記載のとおりでございます。

昨日ですが、東京地裁で、旧千寿第五小学校と旧五反野小学校の統合に際し、保護者ら25名か

ら無効確認等の訴えの提起が出ておりました裁判の判決が言い渡されましたので、そのご報告になります。

1番の判決の内容ですが、(1)が足立区教育委員会に対するものに係る部分を却下するということで、教育委員会は被告適格を有しないということでも却下という形になりました。

(2)で原告らの請求をいずれも棄却するということで、要件はあるのですが請求の理由はなしということで棄却するという形になります。

(3)で訴訟費用は原告らの負担とするという判決の内容になってございます。

2番については記載のとおりでございます。

今後の方針ですが、区の主張がほぼ認められた形になっております。今後、相手方が控訴するかどうか、まだ不明のため動向を注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育長 次に④、⑤について、望月学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長 資料18、19ページでございます。

小学校通学路への防犯カメラの設置について。

所管部課名は記載のとおりです。

昨年度から、区では東京都の通学路防犯設備整備補助金を活用して、小学校の通学路に防犯カメラの設置を開始しております。平成30年までに全校に設置する予定です。

この事業は、昨年は危機管理室で担当しましたが、今年から学務課が担当してまいります。

1番、設置予定校ということで、記載のとおり区内の警察、学校数を勘案して、今年度17校に設置してまいります。

2番、設置台数は1校当たり5台でございます。

3番、東京都の整備補助金の補助内容というこ

とで、防犯カメラの整備に係る経費 2 分の 1、1 台上限 19 万円を東京都が補助します。小学校 1 校当たり 5 台を目安として、維持管理費用を除いて補助があります。

4 番、区負担額ということで、設置費用が 1,615 万円、平成 26 年設置分の維持管理費用が 926,000 円でございます。

5 番、設置スケジュール。記載のとおり平成 28 年 3 月までに設置を完了する予定でございます。

19 ページ、6 番です。平成 28 年度以降の設置校の決定方法は、学務課、危機管理室、警察で協議して、必要性が高いと判断する順に設置校を決定してまいります。

7 番、平成 26 年度既に設置した学校が 8 校あります。記載のとおりでございます。

続きまして、20 ページをご覧ください。件名、足立区育英資金奨学生の募集についてということで、所管部課名は記載のとおりです。

今年度、特に違う点は、来年度の入学する生徒、そして在学する生徒に対するいわゆる予約募集を春と秋、2 回実施します。

1 番、緊急募集。これは最近続けているもので、後期の授業料からの貸し付けを希望する生徒の募集でございます。募集期間、応募資格、募集人員、貸付期間は記載のとおりでございます。

2 番、予約募集。これが先ほど申し上げた 28 年度進学、在学により入学資金または修学資金の貸し付けを希望する奨学生を募集する事業でございます。春の募集、秋の募集、記載のとおりを実施してまいります。

3 番、周知方法。（1）から（3）まで様々な形で周知をしてまいります。

私からは以上でございます。

○教育長 次に⑥について、浮津教育指導室長、お願いします。

教育指導室長。

○教育指導室長 それでは 21 ページをご覧ください。件名、所管部課名については記載のとおりです。

4 月の学校事故報告ということで、管理下、小学校 2 件、管理外での事故 4 件、合計 6 件となっております。

事故内容です。交通事故、これについては全て管理外ということで 4 件、自転車が 2 件、飛び出し、または横断歩道のない横断中ということです。

4 月に受けておりますが、この 4 件に関しては春休み中の事故となります。

2 件については管理下です。1 件、組体操での練習中のけがで骨折、もう 1 件は休み時間中にふざけてトイレに入った際に、便座カバーのストッパーで太ももをけがする。このけがについては、その後すぐにカバーを設置して安全の配慮に努めているところでございます。

各学校への事故防止について、交通事故の防止については、毎月安全指導等でさらに徹底をしてまいりたいと思います。授業中、休み時間等についても、担任等が丁寧な指導をして再発の防止に努めたいと思います。

私からは以上です。

○教育長 ⑦について、山根子ども家庭課長、お願いします。

子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 23 ページをお開きいただき、私からは待機児ゼロ対策担当課の設置についてご説明をさせていただきます。

所管部課名は標記のとおりでございます。

子ども家庭部では、早期の待機児対策を図るために、平成 27 年 5 月 1 日付で以下のとおりの組織を設置いたしましたので報告いたします。

組織の名称でございますが、待機児ゼロ対策担当課、それから待機児ゼロ対策担当係ということ

で、課長1名、担当係長1名、主事1名の常勤職員3名で構成いたしました。

分掌事務ですけれども3つございます。保育施設の整備計画に関すること。保育施設等の整備及び利用促進に関すること。それから、その他待機児の解消の対策に関することということで分掌してまいります。

設置の理由でございますが、平成27年3月に策定いたしました子ども・子育て支援計画の5年計画の中での待機児解消を前倒しいたしまして、できる限り早急に待機児ゼロを目指していくということで、専管組織を組織いたしました。

今後の方針でございますが、アクションプランの平成27年度版の改定を進めて、待機児ゼロを目指してまいります。

私からは以上でございます。

○教育長 次に⑧から⑩について、小山子ども・子育て支援課長、お願いします。

子ども・子育て支援課長。

○子ども・子育て支援課長 それでは24ページをご覧ください。件名、保育料算定誤りによる誤徴収についてでございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

内容ですが、平成26年度の保育料を誤って決定し、実際の保育料よりも低い金額で徴収していた事故が発生したため、その経緯と対応について報告いたします。

1番、事故の内容でございますが、発見の経緯につきましては、平成27年度の保育料算定業務を行っていた最中、昨年度と比べて保育料が大きく増加している世帯を発見しました。そちらを確認したところ、平成26年度分保育料の算定誤りに気づいたところでございます。

徴収不足額でございますが、平成26年4月から平成27年3月までの12カ月分、トータル200,400円でございます。

誤徴収の原因ですけれども、この対象世帯1世帯の収入算定におきまして、祖父母の収入を加えていなかったことにより本来の保育料よりも低額に決定してしまっていたことが原因でございます。

経過と今後の対応ですが、まず(1)、発見当日につきましては、対象者に電話でおわび申し上げてございます。この後、本人のご自宅に直接訪問して、直接謝罪を申し上げます。

(2)、ほかに同様の事故がないか全件調査したところ、ほかに誤りがないことを確認してございます。

(3)、再発防止に向けてですが、今回このミスを行ったことにつきましては、入力及び入力後のチェック、ダブルチェックをかけていたところでございますが、対応した職員が双方とも経験が浅い職員であったことを踏まえ、2回目の確認作業につきましては、保育料算定業務を1年以上経験した職員を必ず加えることによってチェックを徹底してまいります。

今後の方針です。差額の保育料については分納をお願いするなど、対象世帯において負担が生じないように収納を求めてまいりたいと考えてございます。

続いて25ページをご覧ください。5月保育施設入所申請児童の審査漏れについてでございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

5月入所審査におきまして、足立区外の自治体からの区内保育施設に入所申請していた児童、いわゆる受託児童なのですけれども、こちらが審査対象から外れる事故が発生していたため、報告いたします。

事故の内容でございますけれども、1番、5月1日、5月入所において入所待機と決定になった児童の保護者から待機順位に関する問い合わせがございました。確認したところ審査票に記載されていなかったということが判明したものでござい

ます。

2 番、審査対象から漏れた人数でございますが、計 6 名でございます。うち 2 名につきましては、審査票に載っていれば希望保育所への入所が可能であった、ともに 3 歳児でございます。

経過については記載のとおりでございます。なお、確認当日において入所可能だった 2 名につきましては、即日、対象の保育園と協議を行いまして、入所の措置を決定させていただいてございます。

原因ですけれども、システム改修を行ったことによるものでございます。こちらは、保育料の徴収ですけれども、旧制度におきましては住んでいる自治体で徴収することが一律で決まっていますが、4 月以降の新制度におきまして、住んでいる自治体、もしくは保育園が所在している自治体、どちらでも徴収が可能になったことに伴いまして、その項目を入れ替えの際に設定したところでございます。

そのシステム改修におきまして、審査帳票に対して予期しない、対象児童から除外されてしまったシステム上のミスが今回の事故の原因でございます。

26 ページでございます。5 番、現在の対応でございますけれども、(1)、まず 6 名以外につきましては漏れがないことを確認してございます。先ほどお話ししたところでございますが、5 月入所が可能だった 2 名につきましては、5 月 1 日からの入所を決定してございます。

(2) システムでございますが、こちらに課題があったものでございますので、次回の審査までに改修されるということでございます。

再発防止につきましては、システム事業者にシステム改修したときの影響範囲、どのような帳票に対してどのような影響が及ぶかの確認を徹底させる。私どもにつきましても検証作業をしっかり

してまいりたいというところでございます。

1 つ課題としては、新制度施行に伴う短い期間でのシステム開発であった。このようなことも 1 つの原因と考えてございます。

今後の方針でございますが、希望保育所への入所を決定した 2 名のうち 1 名につきましては、5 月 1 日入所がかなわなかったものと判断されて、認証保育所を自分で探されており、そちらに対する 5 月分の保育料等を実費で払われてございます。こちらにつきましては、保育園から本件対象者への返還がかなわないということもございしますので、区が負担するような方向で対応してまいりたいと考えてございます。具体的な対応方法につきましては、現在検討を進めているところでございます。

27 ページでございます。認証保育所保育料における新たな助成の実施についてでございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

認証保育所の保育料ですが、認可よりは高くなっております。その中で年齢区分に応じた一律の助成を行ってきたところでございます。

保育料が比較的低額な認証保育所であっても、認可保育所との間には 1 万円から 2 万円程度の差が生じてございます。そのような状況においては、低所得の方におきましてはなかなか認証保育所を選択することは困難な状況となっていることが事実でございます。

そこでこれまで行ってきた助成に加えて、所得に応じた助成を新たに実施したい、このような内容でございます。

記載の 1 番でございます。新たな助成制度の概要でございますが、従来の年齢区分に応じた一律の助成に上乗せして、低所得者を対象とした助成を実施いたします。

2 番でございます。新たな助成対象でございますが、28 ページの上のほうをご覧いただきたいと思っておりますけれども、区民税所得割額及び保育園

の契約、契約保育料に応じて2万円から6千円、こちらの段階区分に応じた助成を実施してまいります。

元に戻りますけれども、27ページ、適用開始日につきましては、平成27年4月1日と考えてございます。新たな助成につきましては、4月に遡及して7月分以降の保育料で調整してまいります。

5番、今後の予定については記載のとおりでございます。

今後の方針でございますが、事業者及び保護者につきましては、丁寧にこの新制度についての周知・案内を図ってまいり、活用いただくことについて漏れのないように対応してまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま各所管から報告事項がございました。これらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

小川清美委員。

○小川（清）委員 要望です。待機児ゼロ対策担当課ができて、分掌事務が3個、23ページに挙がっています。

ここには書かれていないのですが、単にゼロにするのではなくて、ちゃんと保育の質を考えた適正な、「子どもにとっての最善の利益」というのがうたわれていますので、施設整備計画等計画していったほうがいいかと、要望でございます。

○教育長 子ども家庭部長

○子ども家庭部長 私どものほうも数だけではなくて、質の問題も非常に大きな問題と考えております。特に新しくできたところへの指導等しっかりやっていきたいと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

桑原委員。

○桑原委員 足立区の中学校における物損事故に関する損害賠償についてということで、先ほど事故の再発防止のために防球ネットの高さを6メートルから倍の12メートルにかさ上げするというお話だったのですが、ほかの小・中学校ではそういうところはないのでしょうか。

○教育長 学校改築担当課長。

○学校改築担当課長 学校について、周辺の状況によっても違いますが、低いところであって苦情があったり、ボールが飛んだりしてかさ上げする状況はございます。もちろん新築の学校などでは、一般的に小学校だと10メートル程度、中学校だと12メートル程度の防球ネットということです。

○教育長 よろしいですか。

花岡委員。

○花岡委員 今のに付随して要望ですが、6メートルから12メートルにかさ上げすると。これ予算がかかるもので、現場の指導の工夫、要するにソフトボールをやる上での、ホームベースの位置や打つ場所だとか、そういうところを事例を挙げて、校長会等で徹底をしていかなければいけないのではないかと。これは新聞報道がされて、サッカーか何かをやって路上にボールが出て、バイクに乗ったお年寄りがボールを避けようとして転倒し、その影響かどうかわかりませんが、その後死亡したということがありました。そういうことも事例に挙げながら周知徹底していくことも必要ではないかと。学校で工夫する。予算だけかけていくことだけがいいかどうかという問題だと思います。よろしくをお願いします。

○教育長 よろしいですか。答弁があれば。

学校改築担当課長。

○学校改築担当課長 おっしゃるように完全に防球ネットだけで防げる施設ばかりではありませんので、担当課、それから学校とも相談して、注意喚

起を含めてお知らせしていきたいと思います。

○教育長 ありがとうございました。ほかにいかが
でしょうか。よろしいですか。

(なし)

それでは報告事項を終了させていただきます。

以上をもちまして、本年第5回足立区教育委員会定例会を閉会させていただきます。ご苦労さ
ました。ありがとうございました。

午後3時48分閉会

第 5 6 議案

足立区立校外施設条例の一部を改正する条例について
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 5 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立校外施設条例の一部を改正する条例

足立区立校外施設条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者評価委員会）

第 1 4 条の 2 第 1 1 条第 2 項に規定する指定管理者の業務が適正に行われているかを評価するため、委員会の附属機関として足立区立校外施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、前項に規定する評価に関し優れた識見を有する者のうちから、委員会が評価に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員 6 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号）を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区立校外施設指定管理者評価委員会	日額 2 1 , 0 0 0 円
--------------------	------------------

(提案理由)

校外施設指定管理者評価委員会を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 5 6 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 5 月 1 4 日

件 名	足立区立校外施設条例の一部を改正する条例について
所 管 部 課 名	学校教育部 学務課
内 容	足立区立校外施設条例の一部を改正する条例について、下記のとおり区長あて提出する。 記 1 条例案件 足立区立校外施設条例の一部を改正する条例 2 改正理由 校外施設指定管理者評価委員会について、条例で規定するため。 3 改正内容 新旧対照表のとおり改正する。
今後の方針	施行年月日 平成 2 8 年 4 月 1 日

足立区立校外施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改 正 前	改 正 後		
第1条から第14条 変更なし	第1条から第14条 変更なし (指定管理者評価委員会) 第14条の2 第11条第2項に規定する指定管理者の業務が適正に行われているかを評価するため、委員会の附属機関として足立区立校外施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。 2 評価委員会は、前項に規定する評価に関し優れた識見を有する者のうちから、委員会が評価に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員6人以内をもって組織する。 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員会規則で定める。		
第15条 変更なし	第15条 変更なし 付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 (足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例) 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）を次のように改正する。 別表教育委員会の部に次のように加える。 <table border="1"> <tr> <td>足立区立校外施設指定管理者評価委員会</td><td>日額21,000円</td></tr> </table>	足立区立校外施設指定管理者評価委員会	日額21,000円
足立区立校外施設指定管理者評価委員会	日額21,000円		
別表（第5条関係） 変更なし	別表（第5条関係） 変更なし		

第 5 7 号議案

「足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例を廃止する条例」に関する教育委員会の意見について
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 5 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

議案に関する教育委員会の意見について

「足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例」の廃止にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 5 7 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 5 月 1 4 日

件 名	「足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例を廃止する条例」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）第 2 9 条の規定により、下記条例の廃止にあたり足立区長より意見を求められた。 記 1 条例名 足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例を廃止する条例 2 廃止理由 地教行法の改正に伴い、教育長と教育委員長が一本化された新教育長は特別職となり、その給料等については「足立区長等の給料等に関する条例」に規定された。 本年 3 月 3 1 日をもって前教育長が辞職し、「足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例」の適用対象者がいなくなったことから、本条例を廃止する。 3 施行日 公布の日
今後の方針	

第 5 8 号議案

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 5 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
足立区教育委員会教育長に依頼のあった事業及び事務について、下記
のとおり従事する。

記

従事日時	従事内容	依頼元
7 月 1 1 日 (土) 10:00～18:00	構想日本×PHP総研 第2期 現 場みらい塾講師	政策シンクタンク PHP総研
7 月 1 6 日 (木) 13:00～17:00	NOMA行政管理講座講師	一般社団法人 日本 経営協会
8 月 2 7 日 (木) 13:00～17:00 8 月 2 8 日 (金) 9:30～16:30	NOMA行政管理講座講師	一般社団法人 日本 経営協会

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 1 条第 7 項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるので、この案を提出いたします。

第 5 8 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 5 月 1 4 日

件 名	足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	1 提案理由 足立区教育委員会教育長に対する講師依頼へ応じるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 1 条第 7 項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため。 2 従事内容等 (1) 構想日本×PHP総研 第2期 現場みらい塾講師（東京都江東区） 日時：7月11日（土）午前10時～午後6時 内容：講義「自治体経営のこれから」講師 (2) NOMA行政管理講座講師（東京都渋谷区） 日時：7月16日（木）午後1時～午後5時 内容：講座「財政危機を乗り切るための行政改革」講師 (3) NOMA行政管理講座講師（福岡県福岡市） 日時：8月27日（木）午後1時～午後5時 28日（金）午前9時30分～午後4時30分 内容：講座「地方自治体における これからの予算編成と執行管理のあり方」講師
今後の方針	従事日が勤務日にあたる場合は、年次有給休暇を取得し、対応する。 また、業務に支障のないよう、教育委員会事務局内で調整を図る。

件 名	受理番号 2 2016 年度から使用する中学校教科書採択についての陳情
所管部課名	学校教育部 教育指導室
陳情の要旨	教員の閲覧時間、検討時間を保障すること。展示会を区民に周知し展示会場・展示時間を増やすこと。日本国憲法を基準に採択すること。ドイツのあり方を参考にすること。
陳情者住所等	請願文書表のとおり
内容及び 経 過	1 教科書採択の内容 学校教育基本法の改正（平成18年）及び学習指導要領の全面改訂（平成20年）に伴い、国際社会を生きる日本人の育成や豊かな情操と道徳心、伝統文化の尊重や我が国と郷土を愛することなどの趣旨を十分に踏まえるとともに、地域の実情に最も適した教科書の採択を行うとされた。 中学校において平成28年度から平成31年度まで使用する教科書を採択する。 2 足立区における採択の手順 足立区立中学校使用教科用図書採択要綱（27足教学指発第66号平成27年4月3日教育長決定）に基づき、次の手順で教科書採択を行う。 （1）要綱に基づく「調査項目」の決定。 （2）教科用図書研究会を各学校に設置、全教科について調査・研究し、研究報告書を作成のうえ調査委員会に報告。 （3）教科書展示会場に意見用紙を設置、区民意見を集約し、調査委員会、選定委員会及び教育委員会に提供。 （4）教科用図書調査委員会を教科ごとに設置、専門的事項を調査し、研究報告を踏まえて調査報告書を作成のうえ選定委員会に報告。 （5）学校長、保護者で構成する教科用図書選定委員会を設置、調査報告書を検討し、採択資料を作成のうえ教育委員会に報告。 （6）教育委員会において採択。 3 展示会 区内3会場での開催について、あだち広報、区ホームページに掲載するほか、小・中学校保護者にチラシを配付する。 ※ 教科書採択終了後、採択に関する議事録等について公表する。
問 題 点 等	

件 名	受理番号 3 2016年度より使用する中学校教科書採択についての陳情 受理番号 4 2016年度より使用する中学校教科書採択についての陳情
所管部課名	学校教育部 教育指導室
陳情の要旨	足立区の中学生に、戦争を肯定し、憲法を軽視する教科書を手渡すことはやめてください。
陳情者住所等	請願文書表のとおり
内容及び 経 過	1 教科書採択の内容 学校教育基本法の改正（平成18年）及び学習指導要領の全面改訂（平成20年）に伴い、国際社会を生きる日本人の育成や豊かな情操と道徳心、伝統文化の尊重や我が国と郷土を愛することなどの趣旨を十分に踏まえるとともに、地域の実情に最も適した教科書の採択を行うとされた。 中学校において平成28年度から平成31年度まで使用する教科書を採択する。 2 足立区における採択の手順 足立区立中学校使用教科用図書採択要綱（27足教学指発第66号平成27年4月3日教育長決定）に基づき、次の手順で教科書採択を行う。 （1）要綱に基づく「調査項目」の決定。 （2）教科用図書研究会を各学校に設置、全教科について調査・研究し、研究報告書を作成のうえ調査委員会に報告。 （3）教科書展示会場に意見用紙を設置、区民意見を集約し、調査委員会、選定委員会及び教育委員会に提供。 （4）教科用図書調査委員会を教科ごとに設置、専門的事項を調査し、研究報告を踏まえて調査報告書を作成のうえ選定委員会に報告。 （5）学校長、保護者で構成する教科用図書選定委員会を設置、調査報告書を検討し、採択資料を作成のうえ教育委員会に報告。 （6）教育委員会において採択。 ※ 教科書採択終了後、採択に関する議事録等について公表する。
問 題 点 等	

件 名	受理番号 5 陳情書			
所管部課名	学校教育部 教育指導室			
陳情の要旨	教科書の展示会場を増やし、江北センターでも展示してほしい。また、展示日数を増やし、展示時間を会場が閉まるまでとしてほしい。			
陳情者住所等	請願文書表のとおり			
内容及び 経 過	教科書展示会は、国が定める法定展示期間と、東京都教育委員会が「平成 27 年度東京都教科書展示会実施要項（以下「要項」という。）に定める特別展示期間を合せ、24 日間開催する。 また、要項では、展示時間及び展示会場等についても原則が定められているが、各地区の実情により運用することが可能となっている。 足立区では、展示時間を 2 時間延長するとともに、展示会場も 3 会場に増やして対応している。 国、東京都の展示会と足立区の展示会比較は以下のとおり。			
		国	東京都（要項）	足立区
	開催 期間	法定展示⇒6 月 19 日（金）から 14 日間 教科書の発行に関する臨時措置法第 5 条		
			特別展示⇒法定展示会に先立ち 10 日間 6 月 9 日（火）～6 月 18 日（木）	
	展示 時間		午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 7 時
	展示 会場		東京都教科書センター	東京芸術センター こども支援センターげんき 区役所本庁舎
問 題 点 等				

件 名	受理番号 6 陳情書 受理番号 7 2016年度より使用する中学校教科書採択についての陳情
所管部課名	学校教育部 教育指導室
陳情の要旨	足立区の中学生に、日本国憲法及び「足立区平和と安全の都市宣言」にふさわしい、より良い教科書を手渡すために配慮されたい。 1 より多くの区民が教科書に関心を持ち区民の意見が反映されるようにするため、教科書展示会場を増やし、夜間でも閲覧出来るようにすること。 2 区民の意見は、教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会等に正確に伝え、教育委員会の公正な審議に生かされるようにすること。 3 教員が十分に検討できるよう勤務時間内での閲覧時間の確保、校内での教科ごとの検討時間の保障等について各学校に徹底すること。 4 教科書の採択権は教育委員会にあることに鑑み、行政等に対して自主性を貫くこと。 5 教育委員会で採択する際には、区民の意見、教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会等の意見を十分に考慮するとともに、日本国憲法及び「足立区平和と安全の都市宣言」の精神を十分考慮すること。
陳情者住所等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 教科書採択の内容 学校教育基本法の改正（平成18年）及び学習指導要領の全面改訂（平成20年）に伴い、国際社会を生きる日本人の育成や豊かな情操と道徳心、伝統文化の尊重や我が国と郷土を愛することなどの趣旨を十分に踏まえるとともに、地域の実情に最も適した教科書の採択を行うとされた。 中学校において平成28年度から平成31年度まで使用する教科書を採択する。 2 足立区における採択の手順 足立区立中学校使用教科用図書採択要綱（27足教学指発第66号平成27年4月3日教育長決定）に基づき、次の手順で教科書採択を行う。 (1) 要綱に基づく「調査項目」の決定。 (2) 教科用図書研究会を各学校に設置、全教科について調査・研究し、研究報告書を作成のうえ調査委員会に報告。 (3) 教科書展示会場に意見用紙を設置、区民意見を集約し、調査委員会、選定委員会及び教育委員会に提供。 (4) 教科用図書調査委員会を教科ごとに設置、専門的事項を調査し、研究報告を踏まえて調査報告書を作成のうえ選定委員会に報告。 (5) 学校長、保護者で構成する教科用図書選定委員会を設置、調査報告書を検討し、採択資料を作成のうえ教育委員会に報告。 (6) 教育委員会において採択。 3 展示会 区内3会場での開催について、あだち広報、区ホームページに掲載するほか、小・中学校保護者にチラシを配付する。 ※ 教科書採択終了後、採択に関する議事録等について公表する。
問題点等	

件 名	受理番号 8 2016年度より使用する中学校教科書採択についての陳情
所管部課名	学校教育部 教育指導室
陳情の要旨	足立区の中学生に「足立区平和と安全の都市宣言」にふさわしい、より良い教科書を採択して下さい。
陳情者住所等	請願文書表のとおり
内容及び 経 過	1 教科書採択の内容 学校教育基本法の改正（平成18年）及び学習指導要領の全面改訂（平成20年）に伴い、国際社会を生きる日本人の育成や豊かな情操と道徳心、伝統文化の尊重や我が国と郷土を愛することなどの趣旨を十分に踏まえるとともに、地域の実情に最も適した教科書の採択を行うとされた。 中学校において平成28年度から平成31年度まで使用する教科書を採択する。 2 足立区における採択の手順 足立区立中学校使用教科用図書採択要綱（27足教学指発第66号平成27年4月3日教育長決定）に基づき、次の手順で教科書採択を行う。 （1）要綱に基づく「調査項目」の決定。 （2）教科用図書研究会を各学校に設置、全教科について調査・研究し、研究報告書を作成のうえ調査委員会に報告。 （3）教科書展示会場に意見用紙を設置、区民意見を集約し、調査委員会、選定委員会及び教育委員会に提供。 （4）教科用図書調査委員会を教科ごとに設置、専門的事項を調査し、研究報告を踏まえて調査報告書を作成のうえ選定委員会に報告。 （5）学校長、保護者で構成する教科用図書選定委員会を設置、調査報告書を検討し、採択資料を作成のうえ教育委員会に報告。 （6）教育委員会において採択。 ※ 教科書採択終了後、採択に関する議事録等について公表する。
問 題 点 等	

件 名	受理番号 9 教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める陳情
所管部課名	学校教育部 教育指導室
陳情の要旨	貴教育委員会におかれては、本年8月末までに採択される中学校用教科書（歴史・公民）について、公正かつ適切な教科書採択が行われるよう求める。 1 わが国の次世代を担う子供たちが、わが国の誇り・愛国心がもてる表記・内容になっていること。 2 政府見解を反映した表記・内容になっていること。 3 各教科書の調査研究をする調査委員は、国旗・国歌に反対する学校現場の左翼思想・自虐史観に染まっている組合に加入している教員に任せないこと。 4 「学校票方式」「絞り込み」と呼ばれる行為を禁止すること。あくまでも教育委員会の責任で採択すること。 5 根拠の無い南京虐殺事件が取り上げられていない教科書を採択すること。 6 通州事件が詳述されている教科書を採択すること。 7 見栄えや体裁から採択するのではなく、あくまでも内容で採択すること。 8 国内外からの政治的圧力などに配慮した教科書を採択しないこと。
陳情者住所等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 教科書採択の内容 学校教育基本法の改正（平成18年）及び学習指導要領の全面改訂（平成20年）に伴い、国際社会を生きる日本人の育成や豊かな情操と道徳心、伝統文化の尊重や我が国と郷土を愛することなどの趣旨を十分に踏まえるとともに、地域の実情に最も適した教科書の採択を行うとされた。 中学校において平成28年度から平成31年度まで使用する教科書を採択する。 2 足立区における採択の手順 足立区立中学校使用教科用図書採択要綱（27足教学指発第66号平成27年4月3日教育長決定）に基づき、次の手順で教科書採択を行う。 （1）要綱に基づく「調査項目」の決定。 （2）教科用図書研究会を各学校に設置、全教科について調査・研究し、研究報告書を作成のうえ調査委員会に報告。 （3）教科書展示会場に意見用紙を設置、区民意見を集約し、調査委員会、選定委員会及び教育委員会に提供。 （4）教科用図書調査委員会を教科ごとに設置、専門的事項を調査し、研究報告を踏まえて調査報告書を作成のうえ選定委員会に報告。 （5）学校長、保護者で構成する教科用図書選定委員会を設置、調査報告書を検討し、採択資料を作成のうえ教育委員会に報告。 （6）教育委員会において採択。 ※ 教科書採択終了後、採択に関する議事録等について公表する。
問題点等	

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 7 年 5 月 1 4 日

件 名	足立区立中学校における物損事故に関する損害賠償について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	標記の損害額について、下記のとおり示談が成立したので報告する。 記 1 事故発生日時 平成 2 7 年 2 月 2 3 日（月） 午後 2 時頃 2 事故発生場所 （ 省 略 ） 3 被害者 （ 省 略 ） 4 事故の内容等 区立中学校校庭において、体育の授業でソフトボールを試合形式で行っていたところ、生徒の打った打球が防球ネットを飛び越え、相手方の所有する家屋の窓ガラスにあたり、破損させた。 5 示談成立日 平成 2 7 年 4 月 2 7 日 6 示談の内容 区は被害者に対して、窓ガラスの修理代金として、金 1 4, 2 5 6 円を支払う。 7 その他 本件については、特別区自治体総合賠償責任保険の対象となり、全額補填される。
問 題 点 ・ 今後の方針	・ 保険金請求の手続きをすみやかに進める。 ・ 事故再発防止のため、防球ネットの高さを、現在設置されている 6 m から 1 2 m へかさ上げする。

教 育 委 員 会 報 告

平成27年5月14日

件 名	足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について				
所管部課名	学校教育部 学校適正配置担当課				
内 容	1 上沼田中学校と江北中学校の適正規模・適正配置実施計画について (1) 統合地域協議会の開催状況 ①開催日 <table border="1"> <tr> <td>対象校</td><td>第二回</td></tr> <tr> <td>上沼田中学校と江北中学校</td><td>4/16</td></tr> </table> ②主な協議事項 【第二回統合地域協議会】 ・統合新校の校名の募集について (2) 統合新校の校名の募集について ・募集期間：平成27年4月30日(木)から平成27年6月5日(金)まで ・募集方法：①上沼田中学校と江北中学校の生徒並びに保護者には、応募用紙を学校を通じて直接配付する。 ②卒業生や地域には、町会・自治会の回覧や足立区広報、区ホームページ等を通じて周知する。 ・応募方法：①応募用紙を上記中学校と江北区民事務所に設置した応募箱に投函又は学校適正配置担当課に提出する。 ②区ホームページの『統合新校の「校名」応募ページ』より応募する。 ・選考方法：統合地域協議会において新校名を選考する。 (3) 統合地域協議会ニュースの発行について ・統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを、保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。 (第二回統合地域協議会の内容を、第2号として4月24日に発行)	対象校	第二回	上沼田中学校と江北中学校	4/16
対象校	第二回				
上沼田中学校と江北中学校	4/16				
今後の方針	統合に向けた様々な課題については、統合地域協議会において引き続き具体的な検討を進めていく。				

教 育 委 員 会 報 告

平成 27 年 5 月 14 日

件 名	小学校統廃合計画決定無効確認等請求事件の判決について
所管部課名	学校教育部 学校適正配置担当課
内 容	(旧) 千寿第五小学校と (旧) 五反野小学校の統合に関し、平成 24 年 10 月 15 日に一部の保護者や地域住民が東京地方裁判所に「小学校統廃合計画決定無効確認等」の訴えを提起していたが、この度、判決が言い渡されたので報告する。 1 判決の内容 (1) 足立区教育委員会に対するものに係る部分を却下する。 (2) 原告らの請求をいずれも棄却する。 (3) 訴訟費用は原告らの負担とする。 2 判決があった裁判所等 (1) 裁 判 所：東京地方裁判所 (2) 年 月 日：平成 27 年 5 月 13 日 (3) 事件番号：平成 24 年（行ウ）第 713 号 小学校統廃合計画決定無効確認等請求事件 3 原告・請求内容等 (1) 原 告：保護者等 25 名（保護者 15 名、OB・地域住民 10 名） (2) 請求内容：① 千寿第五小学校と五反野小学校の適正規模・適正配置実施計画の決定は無効である。 ② 「足立区立学校設置条例の一部を改正する条例」の制定をもってした千寿第五小学校及び五反野小学校を廃止する旨の処分を取り消す。 ③ 被告らは原告らに対し、金 10 万円と年 5 分の割合による金員を支払え。 ④ 訴訟費用は被告らの負担とする。
今後の方針	区の主張が認められたが、相手方が控訴するかどうか不明のため動向を注視し、担当弁護士と相談しながら適切に対処していく。

教 育 委 員 会 報 告

平成27年5月14日

件 名	小学校通学路への防犯カメラの設置について
所管部課名	学校教育部 学務課
内 容	区では、昨年度から、「東京都通学路防犯設備整備補助金」を活用して、小学校通学路に防犯カメラの設置を開始し、平成30年度までに全校の通学路に設置する予定である。 この事業は、昨年度、危機管理室危機管理課が担当し、今年度から学務課が担当する。ついては、下記のとおり、今年度の設置計画を報告する。 記 1 今年度設置予定校（17校） （1）千住警察署管内：千寿常東、千寿本町 （2）綾瀬警察署管内：青井、北三谷、六木、大谷田、東加平 （3）西新井警察署管内：鹿浜五色桜、西新井、中島根、栗原、皿沼 （4）竹の塚警察署管内：舎人、竹の塚、花畑第一、古千谷、花保 2 設置台数 一校あたり5台設置する。 3 東京都通学路防犯設備整備補助金の補助内容 区市町村が通学路に設置する防犯カメラの整備に係る経費の2分の1（1台上限190,000円）を東京都が補助する。なお、小学校1校あたり5台を目安とし、維持管理費用は除く。 4 区負担額（予算額） （1）設置費用 @380,000円×5台×17校×1/2（区負担率）=16,150,000円 （2）26年度設置分の維持管理費用 電気料金、共架料、メンテナンス委託料合計 926,000円 5 設置のスケジュール （1）設置予定校への説明 4月下旬 （2）学校での設置場所（案）作成 5月末まで （3）設置場所の調査・決定 6月から8月まで （4）業者選定・契約 9月から10月まで （5）カメラの設置 平成28年3月までに設置

	6 平成28年度以降の設置校の決定方法 学務課、危機管理室、区内各警察署で協議して、必要性が高いと判断する順に、各年度の設置校を決定する。 7 平成26年度設置済校（8校） （1）千住警察署管内：千寿第八、千寿桜 （2）綾瀬警察署管内：弘道第一、東栗原 （3）西新井警察署管内：鹿浜第一、寺地 （4）竹の塚警察署管内：舎人第一、花畑
今後の方針	

教 育 委 員 会 報 告

平成27年5月14日

件 名	平成27年度足立区育英資金奨学生の募集について
所管部課名	学校教育部 学務課
内 容	平成27年度の足立区育英資金奨学生の募集を、下記のとおり実施する。なお、今年度から予約募集を春募集と秋募集の年2回実施する。 記 1 緊急募集 家計状況の急激な悪化等により、修学資金の貸付を希望する在学学生を対象に奨学生を募集する。 (1)募集期間 平成27年5月25日～7月6日 (2)応募資格 高校・大学等に在学していること。 (3)募集人員 【通常枠】高校生・大学生合わせて20名程度 【特例枠】高校生・大学生合わせて2名程度 (4)貸付期間 平成27年10月から正規の修学期間 2 予約募集 平成28年度進学及び在学により、入学資金又は修学資金の貸付を希望する奨学生を募集する。 (1)春期募集 ①募集期間 平成27年5月25日～7月6日 ②応募資格 高校・大学等に平成28年度より入学予定、または現在在学していること。 ③募集人員 【通常枠】高校生 25名・大学生 25名 【特例枠】高校生 3名・大学生 3名(予定) ④貸付期間 平成28年4月からの正規の修学期間 (2)秋期募集 ①募集期間 平成27年10月上旬～11月下旬(予定) ②応募資格 高校・大学等に平成28年度より入学予定、または現在在学していること。 ③募集人員 【通常枠】高校生 25名・大学生 25名 【特例枠】高校生 3名・大学生 3名(予定) ④貸付期間 平成28年4月から正規の修学期間 3 周知方法 (1)あだち広報及び区ホームページを通じての募集 (2)区民事務所等での募集案内配付、ポスター掲示 (3)近隣高校及び区内大学へ募集要項等配布、ポスター掲示
今後の方針	

教 育 委 員 会 報 告

平成27年5月14日

件 名	学校事故報告について（平成27年4月分）
所 管 部 課 名	学校教育部 教育指導室
内 容	1 学校事故状況 管理下 2件（小学校 2件） 管理外 4件（小学校 4件） 合 計 6件 2 事故内容 (1) 交通事故 ア 自転車で、信号機のない交差点を、安全確認しないまま右折した際、直進車両と接触、転倒し、左大腿部の打撲。（小学校管理外） イ 自転車走行中、バランスを崩し、転倒した際、後方から走行してきた車両に接触され、前額部の擦過傷及び右腕打撲。（小学校管理外） ウ 公園内から車道に飛び出した際、走行車両に右足部分を轢下され、右足甲及び足首の打撲。（小学校管理外） エ 横断歩道のない道路を横断の際、走行車両に跳ね飛ばされ、全身打撲・脳震盪。（小学校管理外） (2) 授業中の傷害、打撲等の事故 ア 体育授業で、組体操の練習の際、他児童を押し返した勢いで、壁に右足を強打、右足小指付近を骨折。（小学校管理下） (3) 休憩時間、放課後、登・下校時、部活動等における傷害、打撲等の事故 ア 中休み、追いかけてっこをした際、逃げ込んだ個室トイレ内の便座カバー用ストッパーで左足大腿部を裂傷。（小学校管理下） 3 各学校への事故防止の指導 (1) 交通事故防止について 学校管理（内・外）を含めた事故発生状況を踏まえ、児童・生徒に対し正しい交通マナーを具体的に指導するとともに、家庭等へ注意喚起を促し、未然防止に努める。 (2) 授業中、休憩時間、放課後等における事故防止について 校舎内外の過ごし方、危険行為の未然防止についての指導を図り、運動器具等の定期的な点検・整備による安全対策の推進を図る。
今後の方針	児童・生徒は、新学期の学校生活にも徐々に慣れ、行動が活発化する傾向にあることから、危険性のある行動に注意を払うとともに、登下校時の交通事故防止について指導の徹底を図る。

学校事故状況

平成27年4月分（児童・生徒）

教育指導室

内 訳	管 理 下			管 理 外		合 計
	幼稚園	小学校	中学校	小学校	中学校	
交 通 事 故	自転車・バイク			2		2
	歩行者・キックボード			2		2
授業中の傷害打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫	1				1
	裂傷・打撲・暴行					
	火傷・熱傷					
	歯目鼻耳等の損傷					
	発症・発作・火傷					
休憩時間・放課後・登下校時の傷害打撲等の事故（学校行事含む）	骨折・脱臼・捻挫					
	裂傷・打撲・暴行	1				1
	歯目鼻耳等の損傷					
	発症・発作・火傷					
教師の指導上による傷害・打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫					
	歯目鼻耳等の損傷					
暴力・暴行傷害事件						
家出・外泊・行方不明						
窃盗・万引き・恐喝						
対教師暴力						
火災・火傷・火遊び						
その他・地域での怪我						
死 亡	病 死					
	事 故 死					
合 計		2		4		6

（施 設）

区 分	幼稚園	小学校	中学校	内 容
窓ガラス及び施設破損				
不法侵入・盗難				
その他				
合 計	0	0	0	

教 育 委 員 会 報 告

平成27年5月14日

件 名	待機児ゼロ対策担当課の設置について
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	早期の待機児解消を図るため、平成27年5月1日付で以下のとおり新組織を設置したので報告する。 1 組織及び定数 待機児ゼロ対策担当課、待機児ゼロ対策担当係 (常勤職員3名：課長1名、担当係長1名、主事1名) 2 分掌事務 (1) 保育施設整備計画に関すること。 (2) 保育施設等の整備及び利用促進に関すること。 (3) その他待機児解消対策に関すること。 3 設置理由 平成27年3月に策定した子ども・子育て支援事業計画(5年計画での待機児解消)を前倒しし、できる限り早急に待機児ゼロを図るために、専管組織を設置した。
今後の方針	足立区待機児童解消アクションプランを改定し、待機児童ゼロを目指していく。

教 育 委 員 会 報 告

平成27年5月14日

件 名	保育料算定誤りによる誤徴収について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て支援課
内 容	平成26年度保育料を誤って決定し、実際の保育料より低い金額で徴収していた事故が発生したため、その経緯と対応について報告する。 1 事故内容 (1) 発見の経緯 平成27年4月14日(火)、平成27年度保育料算定業務において、祖父母が同居している世帯(三世帯同居世帯)の全件確認を行っていたところ、27年度の保育料が前年度と比べて大きく増加している世帯を発見した。 (2) 誤徴収した金額 200,400円の過少徴収(本来、徴収すべき金額よりも少ない徴収) ※平成26年4月から平成27年3月までの12ヶ月分 (正:保育料20,300円-誤:保育料3,600円)×12ヶ月分 2 誤徴収の原因 この世帯の26年度の算定内容を調べたところ、祖母の収入に基づいて保育料を算定すべきところを誤って母の収入に基づく算定を行っており、本来の保育料よりも低額に決定し、少なく徴収していたことが判明した。 《参考》父または母の収入が103万円以下の場合、同居の祖父母がいれば祖父または祖母のいずれか高い方の収入に基づいて保育料を算定する。 3 経過と今後の対応 (1) 発見当日、対象者に電話でお詫びに伺いたい旨を申し出、ご了承いただいた。 (2) 本件発見後、祖父母が同居している世帯を全件抽出し、他に誤りが無いことを確認した。 (3) 今回の入力処理を行った職員の保育料算定業務経験が浅かったことを踏まえ、入力事項の確認は保育料算定業務を1年以上経験した職員が実施することに変更した。同様のミスが生じないように職員周知の徹底を図り、再発防止に努める
今後の方針	差額の保育料については分納をお願いするなど、負担が生じないような収納に努めていく。

教 育 委 員 会 報 告

平成27年5月14日

件 名	5月保育施設入所申請児童の審査漏れについて										
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て支援課										
内 容	5月入所審査において、足立区外の自治体から区内保育施設に入所申請していた児童（受託児童）の一部が審査対象から漏れる事故が発生したため、報告する。 1 事故内容 5月1日（金）、5月入所審査で入所待機となった児童の保護者から待機順位に関する問い合わせがあった。確認したところ、この児童が入所審査用帳票に記載されていなかったことが判明した。さらに調査したところ、受託児童かつ足立区が保育料徴収を行う必要のない児童全員が審査対象から漏れていたことが分かった。 2 審査対象から漏れた人数 6名 ※うち2名は希望保育所への入所が可能であった（ともに3歳児）。 3 経過 <table border="0"> <tr> <td>4月20日</td><td>5月入所審査</td></tr> <tr> <td>5月 1日 午後1時30分頃</td><td>入所待機となった児童の保護者から問い合わせ。</td></tr> <tr> <td>1日 午後4時30分頃</td><td>審査対象から漏れた児童が6名いたことが判明、うち2名は希望保育所入所が可能であった。</td></tr> <tr> <td>1日 午後5時頃</td><td>2名の児童の保護者にお詫びと事情の説明。ともに入所を希望していることを確認した。</td></tr> <tr> <td>1日 午後8時頃</td><td>2名が希望する保育所と連絡。受け入れが可能であることを確認、入所を決定した。</td></tr> </table> 4 原因 27年3月、保育料の徴収主体を区別するため「足立区が保育料を徴収する」「足立区が保育料を徴収しない」の入力欄をシステムに追加した。この入力欄は保育料計算業務に用いることが目的であったが、「足立区が保育料を徴収しない」と入力した児童が入所審査用帳票から排除されてしまった。入所審査用帳票に影響が及ぶことについて、システム事業者も区の担当者も気づいていなかった。 なお、4月入所審査は本件が入力欄が追加される前の1月に行ったため、入所申請者全員が審査対象となった。	4月20日	5月入所審査	5月 1日 午後1時30分頃	入所待機となった児童の保護者から問い合わせ。	1日 午後4時30分頃	審査対象から漏れた児童が6名いたことが判明、うち2名は希望保育所入所が可能であった。	1日 午後5時頃	2名の児童の保護者にお詫びと事情の説明。ともに入所を希望していることを確認した。	1日 午後8時頃	2名が希望する保育所と連絡。受け入れが可能であることを確認、入所を決定した。
4月20日	5月入所審査										
5月 1日 午後1時30分頃	入所待機となった児童の保護者から問い合わせ。										
1日 午後4時30分頃	審査対象から漏れた児童が6名いたことが判明、うち2名は希望保育所入所が可能であった。										
1日 午後5時頃	2名の児童の保護者にお詫びと事情の説明。ともに入所を希望していることを確認した。										
1日 午後8時頃	2名が希望する保育所と連絡。受け入れが可能であることを確認、入所を決定した。										

	5 現在の対応 (1) 対象者への対応 審査対象の全てを確認し、6名以外に漏れがなかったことを確認した。希望保育所への入所が可能であった2名は保護者の意向を確認したうえで、5月からの入所を決定した。残り4名は希望保育所に空きがないため、引き続き入所待機となる。 (2) システム対応 システム事業者に依頼し、6月審査までに改修させる。 6 再発防止策 システム事業者に対しては、システムを改修した時の影響範囲を広く調査するとともに、検証が必要になる機能を提示するよう徹底させる。さらに追加・変更した機能が、他に影響を及ぼさないことの再確認を実施させる。 また今回は、子ども・子育て新制度施行に伴う短い期間でのシステム開発だったこともあり、他に不具合がないかシステムプログラムの総点検を実施する。
今後の方針	希望保育所への入所を決定した2名のうち、1名については認証保育所と5月の入所契約を済ませており、入所に必要な経費を支払っている。この経費についても区が負担する方向で対応していく。具体的な対応方法については、現在、検討中である。

教 育 委 員 会 報 告

平成27年5月14日

件 名	認証保育所保育料における新たな助成の実施について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課
内 容	認証保育所の保育料については、年齢区分に応じた一律の助成を行ってきた。しかし、保育料が比較的低額な認証保育所においても、認可保育所との間に10,000～20,000円程度の差が生じており、特に低所得者は認証保育所を選択することが困難な状況となっている。 そこで、これまで行ってきた助成に加え、所得に応じた助成を下記のとおり行うことで、低所得者の負担を軽減し、認証保育所の利用促進を図る。 記 1 新たな助成制度の概要 低所得者層を対象とした所得に応じた助成を、従来の年齢区分に応じた一律の助成に上乗せして支給する。区の助成金は事業者に支払い、事業者は保護者に請求する保育料を減額する。 2 新たな助成対象 A階層からD5階層（別表参照） 月額契約保育料が0歳42,000円以上、1歳40,000円以上、2歳38,000円以上、3歳以上は35,000円以上の場合に新たな助成の対象とする。 3 新たな助成内容 所得に応じた助成額は別表のとおり 4 適用開始日 平成27年4月1日 ※新たな助成は4月分に遡って適用し、7月分以降の保育料で調整する。 5 今後の予定 5月 事業者及び保護者の説明・通知。保護者から区へ申請書を提出 6月 所得要件を確認し、事業者・保護者へ結果を連絡 7月～ 新たな助成の実施及び4月に遡及して保育料を減額調整
今後の方針	事業者及び保護者に対し、丁寧に制度について案内するとともに、要件の確認や助成金の支払いを適切に行う。

別表 所得に応じた利用者助成（平成27年4月1日～）

対象：認証保育所と月160時間以上の月ぎめ保育契約をしていること

契約保育料…0歳児は42,000円以上、1歳児は40,000円以上、
2歳児は38,000円以上、3歳児以上は35,000円以上

階層	区民税所得割額（円）		助成額（円）
	下限	上限	
A	生活保護		20,000
B	所得割：非課税 均等割：非課税		18,000
C	所得割：非課税 均等割：課税		15,000
D 1	1	24,999	14,000
D 2	25,000	34,999	12,000
D 3	35,000	49,999	9,000
D 4	50,000	64,999	7,000
D 5	65,000	89,999	6,000
D 6～	90,000		非該当

【参考】

1. 認証保育所について

現在の認可保育所だけでは抱えきれない大都市特有の保育ニーズに応えるために、東京都が独自の基準を設けて認証した保育所で、保育を必要とする理由は問わず利用することができる。保育料は認証保育所により異なる。

（平成27年4月1日現在）

種類	A型：駅前基本型	B型：小規模家庭型
施設数	28 所	15 所
対象児童	0歳児から就学前まで	0歳児から2歳児まで
入所定員数	949 人	299 人
入所児童数	882 人	242 人

2. 従来の年齢区分に応じた一律の助成（継続）

年齢に応じた利用者助成は従来どおり継続し、所得に応じた利用者助成と合算する。

対象：A型施設…月160時間以上の保育を必要とする0歳から就学前までの児童

B型施設…0歳から2歳児までの保育を必要とする児童

契約保育料…月額35,000円以上

年齢区分	助成額（円）
0歳児	20,000
1歳児	18,000
2歳児	16,000
3歳児以上	13,000

教育委員会情報連絡

平成27年5月14日

件名	平成27年度 小・中学校の児童・生徒数及び学級数について (平成27年4月7日現在)
所管部課名	学校教育部 学務課
内容	平成27年度の小・中学校の児童・生徒数及び学級数(平成27年4月7日現在)について報告する。なお、各小・中学校別の児童生徒数及び学級数については、別紙添付資料「<u>児童生徒数及び学級数一覧表</u>」のとおりである。 記 1 小学校 ※()は前年度増減 (1) 通常学級・児童数 31,040人 (+167) (2) 通常学級・学級数 1,016学級 (+7) (3) 特別支援学級固定級・児童数 267人 (+6) (4) 特別支援学級固定級・学級数 43学級 (+3) 2 中学校 ※()は前年度増減 (1) 通常学級・生徒数 14,122人 (△189) (2) 通常学級・学級数 423学級 (△6) (3) 特別支援学級固定級・生徒数 182人 (+18) (4) 特別支援学級固定級・学級数 25学級 (+1) ※通常学級の生徒数及び学級数は、第四中学校夜間学級を含む。 3 少人数学級(35人学級)について (1) 小学校1年生:平成23年度から、国基準で実施。 (2) 小学校2年生:平成24年度から、都基準で実施。 (3) 中学校1年生:平成25年度から、都基準で実施。
今後の方針	

平成27年度 小学校別 児童数・学級数（通常学級）

平成27年4月7日現在

番号	学校名	児 童 数							学 級 数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1	千寿第八	97	88	91	68	64	60	468	3	3	3	2	2	2	15
2	西新井	101	93	82	81	74	90	521	3	3	3	3	2	3	17
3	西新井第一	80	68	78	66	74	94	460	3	2	2	2	2	3	14
4	西新井第二	57	66	61	59	67	82	392	2	2	2	2	2	3	13
5	西伊興	83	57	61	63	51	29	344	3	2	2	2	2	1	12
6	興本	79	79	75	73	66	89	461	3	3	2	2	2	3	15
7	本木	71	96	74	67	83	68	459	3	3	2	2	3	2	15
8	寺地	53	43	50	42	40	39	267	2	2	2	2	1	1	10
9	関原	65	64	69	56	61	65	380	2	2	2	2	2	2	12
10	江北	51	40	40	47	44	39	261	2	2	1	2	2	1	10
11	高野	48	52	58	45	58	32	293	2	2	2	2	2	1	11
12	扇	56	39	49	42	49	42	277	2	2	2	2	2	2	12
13	鹿浜第一	99	114	100	88	111	114	626	3	4	3	3	3	3	19
14	北鹿浜	47	49	62	47	61	50	316	2	2	2	2	2	2	12
15	鹿浜西	30	34	37	49	44	38	232	1	1	1	2	2	1	8
16	新田	250	213	225	175	171	174	1208	8	7	6	5	5	5	36
17	宮城	83	62	81	64	68	70	428	3	2	3	2	2	2	14
18	舎人	82	98	67	67	62	76	452	3	3	2	2	2	2	14
19	梅島	101	132	103	96	104	137	673	3	4	3	3	3	4	20
20	梅島第一	47	36	34	53	43	37	250	2	2	1	2	2	1	10
21	梅島第二	59	50	49	49	49	55	311	2	2	2	2	2	2	12
22	島根	80	91	90	89	103	71	524	3	3	3	3	3	2	17
23	亀田	125	130	103	83	48	33	522	4	4	3	3	2	1	17
24	栗原	62	61	62	82	84	79	430	2	2	2	3	3	2	14
25	栗島	89	65	59	64	79	78	434	3	2	2	2	2	2	13
26	加平	88	99	68	47	37	41	380	3	3	2	2	1	2	13
27	東栗原	66	67	72	86	76	74	441	2	2	2	3	2	2	13
28	弥生	93	98	86	97	104	100	578	3	3	3	3	3	3	18
29	弘道	44	47	61	47	55	59	313	2	2	2	2	2	2	12
30	弘道第一	58	59	66	62	49	59	353	2	2	2	2	2	2	12
31	青井	52	61	59	50	59	74	355	2	2	2	2	2	2	12
32	綾瀬	132	124	159	131	130	133	809	4	4	4	4	4	4	24
33	東加平	84	93	90	74	90	89	520	3	3	3	2	3	3	17
34	東瀏江	112	136	134	118	118	151	769	4	4	4	3	3	4	22
35	中川	97	95	95	81	91	90	549	3	3	3	3	3	3	18
36	中川北	83	89	95	82	89	92	530	3	3	3	3	3	3	18
37	北三谷	91	52	57	65	85	55	405	3	2	2	2	3	2	14
38	大谷田	43	38	49	37	43	51	261	2	2	2	1	2	2	11
39	長門	54	58	69	55	56	49	341	2	2	2	2	2	2	12
40	花畑	53	60	69	57	75	66	380	2	2	2	2	2	2	12
41	花畑第一	55	49	53	56	58	65	336	2	2	2	2	2	2	12
42	花畑西	71	89	69	65	66	92	452	3	3	2	2	2	3	15
43	花保	89	83	91	94	77	93	527	3	3	3	3	2	3	17
44	瀏江	76	74	65	83	92	102	492	3	3	2	3	3	3	17

平成27年度 小学校別 児童数・学級数（通常学級）

平成27年4月7日現在

番号	学校名	児 童 数							学 級 数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
45	浏江第一	113	90	123	97	115	111	649	4	3	4	3	3	3	20
46	保木間	64	70	67	64	66	87	418	2	2	2	2	2	3	13
47	竹の塚	57	62	55	54	63	72	363	2	2	2	2	2	2	12
48	伊興	90	101	96	104	108	103	602	3	3	3	3	3	3	18
49	東伊興	100	101	90	91	97	108	587	3	3	3	3	3	3	18
50	中島根	86	78	78	80	83	87	492	3	3	2	2	3	3	16
51	古千谷	99	92	100	85	104	88	568	3	3	3	3	3	3	18
52	東綾瀬	90	85	57	64	64	76	436	3	3	2	2	2	2	14
53	栗原北	80	85	81	80	101	73	500	3	3	3	2	3	2	16
54	平野	65	65	61	77	76	60	404	2	2	2	2	2	2	12
55	辰沼	82	87	74	67	65	70	445	3	3	2	2	2	2	14
56	六木	76	88	88	81	81	87	501	3	3	3	3	3	3	18
57	中川東	47	55	47	55	52	50	306	2	2	2	2	2	2	12
58	皿沼	47	60	38	52	50	67	314	2	2	1	2	2	2	11
59	舎人第一	84	85	81	75	73	93	491	3	3	3	2	2	3	16
60	千寿本町	67	63	62	84	68	75	419	2	2	2	3	2	2	13
61	千寿桜	74	48	69	59	69	64	383	3	2	2	2	2	2	13
62	桜花	71	62	64	61	48	59	365	3	2	2	2	2	2	13
63	西保木間	50	39	46	58	56	53	302	2	2	2	2	2	2	12
64	足立入谷	39	19	30	41	33	28	190	2	1	1	2	1	1	8
65	千寿	103	88	71	72	90	66	490	3	3	2	2	3	2	15
66	千寿常東	101	87	82	96	85	100	551	3	3	3	3	3	3	18
67	千寿双葉	69	69	79	56	77	63	413	2	2	2	2	2	2	12
68	足立	98	90	83	116	114	109	610	3	3	3	3	3	3	18
69	鹿浜五色桜	58	68	92	63	84	96	461	2	2	3	2	3	3	15
合 計		5,346	5,228	5,181	4,934	5,130	5,221	31,040	186	178	164	163	163	162	1,016

…『小2の教員加配』対象校。

平成27年度 中学校別 生徒数・学級数（通常学級）

平成27年4月7日現在

番号	学 校 名	生 徒 数				学 級 数				
		1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	複式	合計
1	第 一	74	120	124	318	3	3	4		10
2	第 四	201	195	223	619	6	5	6		17
3	第 五	101	99	102	302	3	3	3		9
4	第 六	109	82	89	280	4	3	3		10
5	第 七	127	127	129	383	4	4	4		12
6	第 八	90	72	110	272	3	2	3		8
7	第 九	188	196	164	548	6	5	5		16
8	第 十	167	164	146	477	5	5	4		14
9	第十一	212	217	224	653	7	6	6		19
10	第十二	131	157	156	444	4	4	4		12
11	第十三	182	197	173	552	6	5	5		16
12	第十四	269	269	312	850	8	7	8		23
13	江 南	29	38	60	127	1	1	2		4
14	新 田	93	95	88	276	3	3	3		9
15	江 北	57	73	74	204	2	2	2		6
16	鹿 浜	69	69	78	216	2	2	2		6
17	東島根	83	97	113	293	3	3	3		9
18	湊 江	236	236	231	703	7	6	6		19
19	竹の塚	78	82	85	245	3	3	3		9
20	東綾瀬	166	185	212	563	5	5	6		16
21	青 井	30	66	54	150	1	2	2		5
22	花 畑	30	42	25	97	1	2	1		4
23	蒲 原	173	195	199	567	5	5	5		15
24	西新井	200	196	170	566	6	5	5		16
25	入 谷	30	65	47	142	1	2	2		5
26	上沼田	28	57	27	112	1	2	1		4
27	伊 興	189	199	188	576	6	5	5		16
28	花畑北	67	54	103	224	2	2	3		7
29	花 保	71	102	54	227	3	3	2		8
30	谷 中	165	162	170	497	5	5	5		15
31	栗 島	80	89	63	232	3	3	2		8
32	扇	95	98	84	277	3	3	3		9
33	加 賀	77	97	79	253	3	3	2		8
34	入谷南	116	90	137	343	4	3	4		11
35	六 月	190	181	226	597	6	5	6		17
36	千寿青葉	133	119	93	345	4	3	3		10
37	千寿桜堤	169	172	179	520	5	5	5		15
小 計		4,505	4,754	4,791	14,050	144	135	138		417
	四中夜間（一 般）	2	2	17	21	1	1	1		3
	四中夜間（日本語）	0	30	21	51				3	3
合 計		4,507	4,786	4,829	14,122	145	136	139	3	423

…『中1の教員加配』対象校。

【小 学 校】

27年度 児童・生徒・学級数（特別支援学級） 27.4.7現在

■固定級

小 学 校			児 童 数							26年度	学 級
障がい種別	No	学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数	増減数
知的障がい	1	千寿常東	4	2	1	1	2	4	14	2	2
	2	本 木	1	3	2	1	3	5	15	2	2
	3	関 原	1	2	3	2	3	1	12	2	2
	4	高 野	6	3	3		2	3	17	3	3
	5	鹿浜第一	1	1	4	2	2	3	13	2	2
	6	新 田	3	2	1		1		7	1	1
	7	梅島第二		3	3	1	1	2	10	2	1
	8	東 淵 江	4	4	2		4	7	21	3	3
	9	花 畑		1	1	2	3	3	10	2	3
	10	淵 江	4	6	2		3	2	17	3	2
	11	青 井	2		2	4	3	2	13	2	2
	12	古 千 谷	3	1	2	7	3	2	18	3	3
	13	平 野	1	7	2	4	4	5	23	3	3
	14	六 木	2	1	4	5	3	4	19	3	3
	15	千 寿 桜				1	3	1	5	1	1
	16	宮 城	1	2	1	1		4	9	2	1
	17	桜 花		1	1	1	3	4	10	2	2
	18	西 伊 興	5	2	3	2	6	1	19	3	2
	19	足 立	3	3		1	3	5	15	2	2
合 計			41	44	37	35	52	58	267	43	40

■通 級

小 学 校			児 童 数							26年度	学 級
障がい種別	No	学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数	増減数
弱視	1	足 立	3	1	2	1		1	8	1	1
難聴	2	弥 生		3	2	1	1	2	9	1	1
	3	中 川 東	休学級								
	4	千寿本町		1	3		2		6	1	1
言語障がい	5	弥 生	9	4	11	10	8	11	53	3	4
	6	中 川 東		7	4	2	5	5	23	2	2
	7	千寿本町	3	13	6	7	1	3	33	2	2
情緒障がい	8	辰 沼	6	11	7	12	13	8	57	6	5
	9	保 木 間	9	13	10	16	9	26	83	9	7
	10	鹿浜五色桜	4	5	9	15	13	21	67	7	7
合 計			34	58	54	64	52	77	339	32	30

【中 学 校】

■固定級

中 学 校			生 徒 数				26年度	学 級
障がい種別	No	学校名	1年	2年	3年	合計	学級数	増減数
知的障がい	1	第 一	6	5	10	21	3	3
	2	第 六	8	9	4	21	3	3
	3	第 七	6	12	6	24	3	3
	4	第 八	4	8	7	19	3	3
	5	第 十 三	13	8	9	30	4	3
	6	東 綾 瀬	11	5	6	22	3	3
	7	伊 興	9	8	7	24	3	3
	8	栗 島	6	8	7	21	3	3
合 計			63	63	56	182	25	24

■通 級

中 学 校			生 徒 数				26年度	学 級
障がい種別	No	学校名	1年	2年	3年	合計	学級数	増減数
情緒障がい	1	第 十	6	16	22	44	5	4
	2	花 保	12	13	19	44	5	4
合 計			18	29	41	88	10	8

教育委員会情報連絡

平成27年5月14日

件名	足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例が定める補償基礎額の改定について																																																																																																																																	
所管部課名	学校教育部 学務課、子ども家庭部 子ども・子育て施設課																																																																																																																																	
内容	足立区立小学校、中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下、「条例」という。）が定める公務災害補償の補償基礎額は、条例第3条第2項の規定に基づき、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下、「都条例」という。）第4条に定める額と規定している。 今回、都条例第4条が改正されたことに伴い、下記のとおり改定する。 記 1 改定内容 （1）補償基礎額の改定 <table><tr><th colspan="7">学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額（円）</th></tr><tr><th rowspan="2">経験年数</th><th colspan="3">学校医、学校歯科医</th><th colspan="3">学校薬剤師</th></tr><tr><th>改定前</th><th>改定後</th><th>差額</th><th>改定前</th><th>改定後</th><th>差額</th></tr><tr><td>5年未満</td><td>6,877</td><td>6,889</td><td>12</td><td>5,664</td><td>6,033</td><td>369</td></tr><tr><td>5年以上10年未満</td><td>8,600</td><td>8,612</td><td>12</td><td>6,564</td><td>7,198</td><td>634</td></tr><tr><td>10年以上15年未満</td><td>11,420</td><td>11,435</td><td>15</td><td>8,001</td><td>8,741</td><td>740</td></tr><tr><td>15年以上20年未満</td><td>12,960</td><td>12,978</td><td>18</td><td>9,650</td><td>10,045</td><td>395</td></tr><tr><td>20年以上25年未満</td><td>15,500</td><td>15,520</td><td>20</td><td>10,845</td><td>11,606</td><td>761</td></tr><tr><td>25年以上</td><td>16,529</td><td>16,550</td><td>21</td><td>12,016</td><td>12,134</td><td>118</td></tr></table> （2）補償基礎額の改定 <table><tr><th colspan="7">学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額（円）</th></tr><tr><th rowspan="2">経験年数</th><th colspan="3">学校医、学校歯科医</th><th colspan="3">学校薬剤師</th></tr><tr><th>改定前</th><th>改定後</th><th>差額</th><th>改定前</th><th>改定後</th><th>差額</th></tr><tr><td>5年未満</td><td>6,889</td><td>7,005</td><td>116</td><td>6,033</td><td>6,105</td><td>72</td></tr><tr><td>5年以上10年未満</td><td>8,612</td><td>8,709</td><td>97</td><td>7,198</td><td>7,197</td><td>-1</td></tr><tr><td>10年以上15年未満</td><td>11,435</td><td>11,427</td><td>-8</td><td>8,741</td><td>8,916</td><td>175</td></tr><tr><td>15年以上20年未満</td><td>12,978</td><td>12,969</td><td>-9</td><td>10,045</td><td>10,422</td><td>377</td></tr><tr><td>20年以上25年未満</td><td>15,520</td><td>15,510</td><td>-10</td><td>11,606</td><td>11,433</td><td>-173</td></tr><tr><td>25年以上</td><td>16,550</td><td>16,539</td><td>-11</td><td>12,134</td><td>11,826</td><td>-308</td></tr></table> 2 改定年月日 上記1（1）は、平成26年4月1日から適用する。ただし、上記1（2）は、平成27年4月1日から施行する。						学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額（円）							経験年数	学校医、学校歯科医			学校薬剤師			改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額	5年未満	6,877	6,889	12	5,664	6,033	369	5年以上10年未満	8,600	8,612	12	6,564	7,198	634	10年以上15年未満	11,420	11,435	15	8,001	8,741	740	15年以上20年未満	12,960	12,978	18	9,650	10,045	395	20年以上25年未満	15,500	15,520	20	10,845	11,606	761	25年以上	16,529	16,550	21	12,016	12,134	118	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額（円）							経験年数	学校医、学校歯科医			学校薬剤師			改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額	5年未満	6,889	7,005	116	6,033	6,105	72	5年以上10年未満	8,612	8,709	97	7,198	7,197	-1	10年以上15年未満	11,435	11,427	-8	8,741	8,916	175	15年以上20年未満	12,978	12,969	-9	10,045	10,422	377	20年以上25年未満	15,520	15,510	-10	11,606	11,433	-173	25年以上	16,550	16,539	-11	12,134	11,826	-308
	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額（円）																																																																																																																																	
	経験年数	学校医、学校歯科医			学校薬剤師																																																																																																																													
		改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額																																																																																																																											
	5年未満	6,877	6,889	12	5,664	6,033	369																																																																																																																											
	5年以上10年未満	8,600	8,612	12	6,564	7,198	634																																																																																																																											
	10年以上15年未満	11,420	11,435	15	8,001	8,741	740																																																																																																																											
	15年以上20年未満	12,960	12,978	18	9,650	10,045	395																																																																																																																											
	20年以上25年未満	15,500	15,520	20	10,845	11,606	761																																																																																																																											
	25年以上	16,529	16,550	21	12,016	12,134	118																																																																																																																											
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額（円）																																																																																																																																		
経験年数	学校医、学校歯科医			学校薬剤師																																																																																																																														
	改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額																																																																																																																												
5年未満	6,889	7,005	116	6,033	6,105	72																																																																																																																												
5年以上10年未満	8,612	8,709	97	7,198	7,197	-1																																																																																																																												
10年以上15年未満	11,435	11,427	-8	8,741	8,916	175																																																																																																																												
15年以上20年未満	12,978	12,969	-9	10,045	10,422	377																																																																																																																												
20年以上25年未満	15,520	15,510	-10	11,606	11,433	-173																																																																																																																												
25年以上	16,550	16,539	-11	12,134	11,826	-308																																																																																																																												
今後の方針																																																																																																																																		

青少年課 事業実施結果（４月）

行事名	実施日	会場	参加者
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（６回） 毎週水・土曜日（５回）	新田地域学習センター・ギャラクシティ	延べ 72 人
星空くらぶ	4 日（土）・12 日（日） 19 日（日）	ギャラクシティ	30 人
指導者クラブ・ジュニア リーダークラブ発足準備会	5 日（日）	ギャラクシティ	53 人
G ユニ定例会及びイベント	11 日（土）・19 日（日）	ギャラクシティ	30 人
あだち日曜教室(開講式)	12 日（日）	庁舎ホール	50 人
星空観察ボランティア講座	18 日（土）	ギャラクシティ	10 人
紙芝居講座	21 日（火）	ギャラクシティ	10 人
星空くらぶプラネタリウム投影 A 学ボランティア講座	25 日（土）	ギャラクシティ	320 人 10 人
ふれあい動物教室	27 日（月）	花保小学校	83 人

事業実施予定（５月）

行事名	実施日	会場	参加予定
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（９回） 毎週水・土曜日（９回）	新田地域学習センター・ギャラクシティ	延べ 135 人
星空くらぶ	9 日（土）・17 日（日） 24 日（日）	ギャラクシティ	30 人
あだち日曜教室	10 日（日）	庁舎ホール	52 人
G ユニ定例会	10 日（日）	ギャラクシティ	15 人
ふれあい動物教室	11 日・25 日（月）	加平小学校 東綾瀬小学校	100 人 86 人
紙芝居講座	19 日（火）	ギャラクシティ	10 人
HowTo キャンプ	24 日（日）	宮城ゆうゆう公園	20 人
成人の日の集い 実行委員応募者説明会	27 日（水）	ギャラクシティ	7 人
星空くらぶ プラネタリウム投影	30 日（土）	ギャラクシティ	300 人
科学ボランティア講座 星空観察ボランティア講座	30 日（土）	ギャラクシティ	10 人 10 人
ジュニアリーダー スーパー研修会	31 日（日）	ギャラクシティ	40 人

行事实施結果（4月1日～4月30日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日 時	行 事 名	時 間	会 場	主催 別	参加人数
4/4(土)	足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 「花と音楽と茶道の集い」	11:00～11:30	興本扇学園体育館	共催	約 300 名
4/8(水)～ 4/30(木)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会 (13校)	会場ごとに 設定 90分間	西新井小、東加平小、 寺地小、千寿本町小、 千寿常東小、弥生小、 伊興小、本木小、千寿 第八小、花保小、花畑 第一小、西保木間小、 梅島第一小	主催	216 名
4/8(水)～ 4/27(月)	おりがみサポーターによる「キッズおり がみ教室」(14校)	放課後子ども 教室内	弘道小、舎人小、梅島 第一小、舎人第一小、 加平小、伊興小、本木 小、中川北小、竹の塚 小、新田小、千寿桜小、 千寿常東小、西保木間 小、中島根小	主催	218 名
4/8(水) 16(木) 22(水)	子ども読書サポーターによる放課後子 ども教室 読書サポート(2校)	放課後子ども 教室内	栗原北小、花保小	主催	12 名
4/11(土)	平成 27 年度 足立ジュニア吹奏楽団入団式	15:00～16:00	島根小学校体育館	主催	約 100 名 新入団員 11 名
4/24(金)	第 43 回あだちアートリンクカフェ ゲスト:胡舟ヒフミ、小日山琢也	18:30～20:00	東京芸術センター 会議室	主催	26 名
4/26(日)	体験プログラム 読み語りキャラバン in 竹の塚地域学習センター	18:30～20:00	竹の塚地域学習セン ターホール	主催	97 名
4/29(祝)	指導者講習会 コーディネーショント レーニング～高齢者向けプログラム～	10:00～15:00	生涯学習センター 講堂	主催	44 名

行事实施予定（5月1日～5月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日 時	行 事 名	時 間	会 場	主催 別	参加予定人数
5/7（木）～ 5/29（金）	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会 （25校）	会場ごとに 設定 90分間	桜花小、鹿浜五色桜小、東綾瀬小、長門小、足立小、梅島小、皿沼小、千寿桜小、千寿小、加平小、江北小、舎人第一小、竹の塚小、島根小、鹿浜西小、花畑西小、花畑小、千寿双葉小、扇小、東伊興小、西伊興小、舎人小、保木間小、北鹿浜小、栗島小	主催	443名
5/10、17、24、 31、6/7、14、 21、28、7/5、 7/12（日）	シニア向けコーディネーショントレーニング体験講座（10日制）	14:15～15:30	千住あずま住区センター	主催	30名
5/13（水）～ 5/21（木）	おりがみサポーターによる「キッズおりがみ教室」（13校）	放課後子ども 教室内	弘道小、舎人小、梅島第一小、舎人第一小、加平小、本木小、中川北小、竹の塚小、新田小、千寿桜小、千寿常東小、西保木間小、中島根小	主催	200名
5/13（水） 5/21（木）	子ども読書サポーターによる放課後子ども教室 読書サポート（2校）	放課後子ども 教室内	栗原北小、花保小	主催	10名
5/18、25、 6/1、15、22 （月）	読み語りのためのボイストレーニング講座	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	20名
5/22（金）	第44回あだちアートリンクカフェ ゲスト：平田茂氏（昭和の家）	18:30～20:00	昭和の家（西保木間2）	主催	30名